

施術所・出張専門業 開設等の手引き

秋田市保健所保健総務課

この手引きは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下、「あはき法」という。）に基づくあん摩業、指圧業、はり業、きゆう業および柔道整復師法（以下、「柔整法」という。）に基づく柔道整復業の開設等に関して示したものです。

目 次

1	施術所について	1
(1)	施術所の構造設備基準、衛生上必要な措置	1
(2)	施術所の名称	1
(3)	広告の制限	2
2	施術所の届出について	4
(1)	施術所を開設した場合	4
(2)	施術所の開設届出事項に変更を生じた場合	5
(3)	施術所を廃止、休止又は再開した場合	6
3	出張業務の届出について	6
(1)	出張業務を開始した場合	6
(2)	出張業務を廃止、休止又は再開した場合	7
4	秋田市内に滞在して業務を行う場合の届出について	7

1 施術所について

(1) 施術所の構造設備基準（あはき法施行規則第25条、柔整法施行規則第18条） 衛生上必要な措置（あはき法施行規則第26条、柔整法施行規則第19条）

開設にあたっては下記の事項に適合するようにしてください。

施術室	<ul style="list-style-type: none">・ 6. 6 m²以上の面積を有する専用の部屋であること。・ 他の部屋とは、固定壁で上下左右完全に区切り扉を設置すること。防災上、固定壁で区切ることができない場合は、パーティション等で区画すること。・ 面積の1 / 7以上に相当する部分を外気に開放できるか、又はこれに変わるべき適当な換気装置があること（ドアは開放面積に含まない）。・ 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。・ ベッドを2台以上設置する場合は、各々カーテン等で仕切るなど患者のプライバシーに配慮すること。・ はりを業とする場合には、オートクレーブ・乾熱滅菌器等を設置すること。使い捨てのはりを使用する場合は、使用済みの針の保管および廃棄を適切な方法で行うこと（廃棄に対して不明な点がある場合は、秋田市環境部廃棄物対策課にご確認ください）。・ 常に清潔に保たれていること。・ 採光・照明および換気を十分にすること。
待合室	<ul style="list-style-type: none">・ 3. 3 m²以上の面積を有すること。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 施術室は居住、店舗等と構造上および機能上独立していること・ 「あはき」と「柔道整復」の施術所を併設する場合は、各々の施設は固定壁で区画した専用の部屋であること。・ 施術所に施術者が1人のみでその施術者が「あはき」と「柔道整復」の両方の免許証を有する場合は、施術室を兼用しても構わない。・ 法以外の他の医業類似行為（整体、カイロプラクティック等）は行わないこと。

(2) 施術所の名称

はり院、きゅう療院等はり、きゅう等の施術所であることを明示する名称を使用することは差し支えありませんが、単に「治療院」「治療所」等、医療機関と紛らわしい名称は認められません。

はり科等、「科」の文字を使用することはできません（あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の運用について：医収第五六十号）。

施術所の名称中に流派名を使用することは認められません（あん摩師、はり師、きゅう

師及び柔道整復師法第七条第一項第五号の規定により広告し得る事項について：医発第六二七号)。

< 施術所の名称として認められないもの (例) >

内容	具体例
「医療法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」およびその他の法律に抵触する名称（医療法第3条）（広告取締に関する件：医収第五八九号）等	〇〇病院、〇〇診療所、〇〇クリニック、 〇〇薬局、〇〇治療院、〇〇治療所、 〇〇はり科、〇〇きゅう科、〇〇流〇〇 等
医師でなければ、医師又はこれらに紛らわしい名称を用いてはならない（医療法第18条）。	鍼灸医〇〇、中国鍼医〇〇 等

(3) 広告の制限（あはき法第7条第1項、柔整法第24条第1項）

あはき法および柔整法に定められた事項以外は、原則として広告することはできません。
また、広告可能な事項、その内容は、施術者の技能、施術方法または経歴に関する事項にわたってはならないとされています。

広告できる事項（あはき法第7条第1項）
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所 ◇ 業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業又はきゅう業） ◇ 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 ◇ 施術日又は施術時間 ◇ その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日付厚生省告示第69号） <ul style="list-style-type: none"> ・ もみりょうじ ・ やいと、えつ ・ 小児鍼（はり） ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定による届出を出した旨 ・ 医療保険療養費支給申請ができる旨（療養費の支給にあたっては、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る） ・ 予約に基づく施術の実施 ・ 休日又は夜間における施術の実施 ・ 出張における施術の実施 ・ 駐車設備に関する事項

広告できる事項（柔整法第24条第1項）

- ◇柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- ◇施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ◇施術日又は施術時間
- ◇その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日付厚生省告示第70号）
 - ・ほねつぎ（又は接骨）
 - ・柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出を出した旨
 - ・医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼または骨折の患部の施術に係る申請については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
 - ・予約に基づく施術の実施
 - ・休日又は夜間における施術の実施
 - ・出張における施術の実施
 - ・駐車設備に関する事項

※次の例は広告できない内容ですのでご注意ください。

- ・効能、効用、効果、治す等の表現
- ・交通事故対応等の表現、適応症（骨折、腰痛など）の列挙
- ・流派、所属学会
- ・経歴、出身校
- ・医療の広告と共有しているもの

2 施術所の届出について

(1) 施術所を開設した場合（あはき法第9条の2第1項、柔整法第19条）

施術所開設後の10日以内に届け出てください。開設前に届出することはできません。
また、開設届出後に次の①又は②の事項を変更した場合は新規開設となります。現施術所の廃止の届出および開設の届出をしてください。

- ① 開設者自体が変更となった場合
- ② 開設場所を変更した場合

提出書類		部数	留意事項
施術所開設届		2部	1部は受付印を押して返却します。 記入にあたっては※を確認してください。
添付書類	業務に従事する施術者の免許証の写し	1部	免許証原本と照合しますので原本もお持ちください。
	施術所平面図	1部	待合室、施術室等の寸法および面積、また各室の用途・ベット・主要な施術器具・外気開放部分（窓等） ・換気装置・消毒設備等の位置を記載してください。
	施術所周辺の見取図	1部	
	業務に従事する施術者の本人確認書類の写し	1部	原本と照合しますので、開設者（法人の場合を除く）および業務に従事する施術者の本人確認書類原本（運転免許証等）をお持ちください。
	定款又は履歴事項全部証明書	各1部	法人の開設の場合のみ必要です。なお、施術所の開業を定款等で認められていることが必要です。
	（遅延理由書）	（1部）	開設日から10日を過ぎて届け出る場合に添付してください。様式はありません。

※ 施術所開設届の記入に係る留意事項

- ・開設者氏名は、ふりがなが漏れていないこと。
- ・住所は、住居表示どおりであること。地名、ビル名、部屋番号等が正確に記入されていること。
- ・他の施術所に従事している業務従事者については、施術業務時間が重複していないこと、また施術所間の移動の時間が確保されていること。

(2) 施術所の開設届出事項に変更を生じた場合
(あはき法第9条の2第1項、柔整法第19条)

変更後の10日以内に届け出てください。

なお、開設者自体が変更となった場合又は施術所の開設場所を変更した場合は、新規開設となります。

提出書類		部数	留意事項
施術所開設届出事項変更届		2部	1部は受付印を押して返却します。 記入にあたっては※を確認してください。
変更事項	添付書類		
施術所の名称	なし	—	変更届のみ提出してください。
構造設備	施術所の平面図 (変更前、変更後)	各1部	待合室、施術室等の寸法および面積、また各室の用途・ベット・主要な施術器具・外気開放部分(窓等)・換気装置・消毒設備等の位置を記載してください。
従事者	新たに業務に従事する施術者の免許証の写し	1部	免許証原本と照合しますので原本もお持ちください。
	新たに業務に従事する施術者の本人確認書類の写し	1部	原本と照合しますので本人確認書類原本(運転免許証等)をお持ちください。
開設者の住所 又は氏名	個人：住民票等 法人：定款又は履歴事項全部証明書	1部	住民票は個人番号の記載のないもの。

※ 施術所開設届出事項変更届の記入に係る留意事項

- ・開設者氏名は、ふりがなが漏れていないこと。
- ・住所は、住居表示どおりであること。地名、ビル名、部屋番号等が正確に記入されていること。
- ・他の施術所に従事している業務従事者については、施術業務時間が重複していないこと、また施術所間の移動の時間が確保されていること。
- ・あはきの免許証を有する施術者を変更する場合は、当該施術者の「晴・盲」の別を変更前及び変更後の欄に施術者名とあわせて記入すること。

(3) 施術所を廃止、休止又は再開する場合

(あはき法第9条の2第2項、柔整法第19条第2項)

廃止、休止又は再開後の10日以内に届け出てください。

休止する場合であって、休止期間が長期にわたる場合は、事前にご相談ください。

提出書類	部数	留意事項
施術所廃止・休止・再開届	2部	1部は受付印を押して返却します。 記入にあたっては※を確認してください。

※ 施術所廃止・休止・再開届の記入に係る留意事項

- ・開設者氏名は、ふりがなが漏れていないこと。
- ・住所は、住居表示どおりであること。地名、ビル名、部屋番号等が正確に記入されていること。

3 出張業務について

(1) 出張業務を開始した場合 (あはき法第9条の3)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が、出張のみによってその業務に従事する場合に届け出てください。なお、施術所を開設していてその施術所から出張する場合は、当該届出の必要はありません。

提出書類	部数	留意事項
出張業務開始届	2部	1部は受付印を押して返却します。
添付書類 免許証の写し	1部	免許証原本と照合しますので原本もお持ちください。
本人確認書類の写し	1部	原本と照合しますので、本人確認書類原本（運転免許証等）もお持ちください。

※1 個人名による届出です。屋号等によることはできません。

※2 広告については、2ページをご確認ください。

(2) 出張業務を廃止、休止又は再開した場合（あはき法第9条の3）

出張業務を廃止、休止又は再開したときに届け出てください。

市外に転居する場合は廃止届の提出が必要です。新しい住所地において出張業務を行うときは、改めてその住所地を管轄する保健所に対し出張業務開始の届出をしてください。

提出書類	部数	留意事項
出張業務廃止・休止・再開届	2部	1部は受付印を押して返却します。

4 秋田市内に滞在して業務を行う場合の届出について（あはき法第9条の4）

秋田市外に住所地を有するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（施術所の開設者又は勤務者である場合は、その施術所が秋田市外にある場合）が、秋田市内に滞在して業務を行う場合に届け出てください。

提出書類	部数	留意事項
市内滞在業務届	2部	1部は受付印を押して返却します。
添付書類		
免許証の写し	1部	免許証原本と照合しますので原本もお持ちください。
本人確認書類の写し	1部	原本と照合しますので、本人確認書類原本（運転免許証等）もお持ちください。